

中小企業金融・信用補完制度の国際比較について

平成28年7月1日
中小企業庁

中小企業比率の比較

○諸外国において、定義の違いはあるものの、全企業数のうち中小企業の占める割合は9割以上を占める。(各国ほぼ同水準)

【中小企業比率】

	中小企業比率	中小企業数	全企業数
アメリカ	99.7%	5,707,941	5,726,160
ドイツ	99.5%	2,201,144	2,211,752
フランス	99.8%	2,598,023	2,602,866
イギリス	99.7%	1,724,622	1,730,577
韓国	99.9%	3,415,863	3,418,993
日本	99.7%	3,809,228	3,820,338

【中小企業の定義】

○(アメリカ)従業員数: 零細企業は20人未満、小企業は20人以上100人未満、中小企業は100人以上500人未満

○(ドイツ・フランス・イギリス)従業員数250人未満、かつ、売上高5,000万EUR以下又は総資産額4,300万EUR以下(EUの定義)

○韓国: 零細企業者、従業員数5～10人未満、小規模事業者、年間売上高10～120億KRW以下、中小企業者、年間売上高400億～1,500億KRW以下

○日本: 従業員300人以下、資本金3億円以下等

【出典】

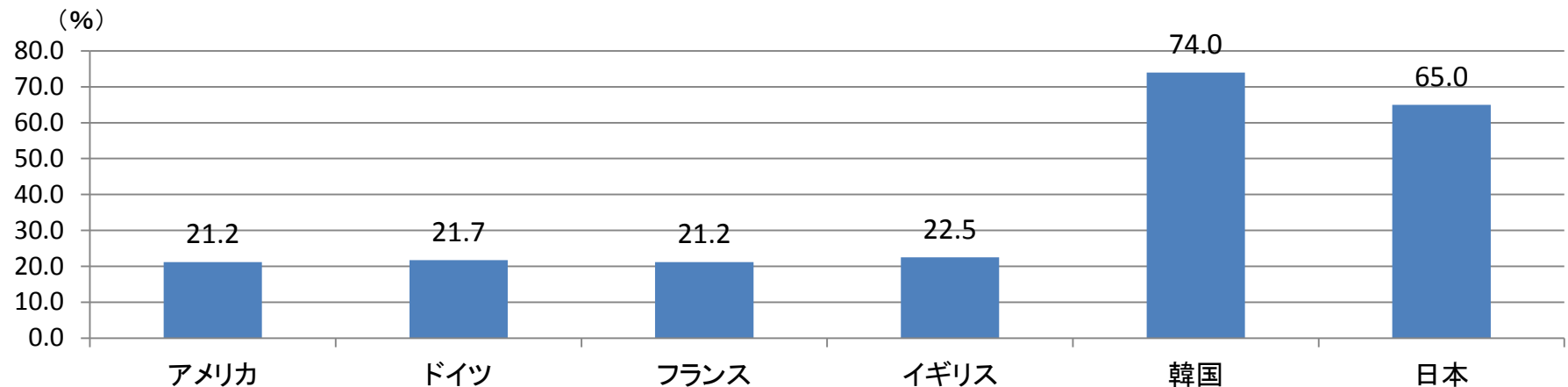
European Commission(2013)、(2014 SBA Fact Sheet)、U.S. Census Bureau. (2015). 参照
日本の企業数は、総務省「平成26年経済センサス-活動調査」参照

中小企業向け貸出比率の比較

- 全企業向け貸出残高のうち、日本及び韓国は中小企業向けの貸出残高が占める割合が大きく、約7割を占める。
- 欧米各国においては大手企業への融資が大宗を占めており、中小企業向けの貸出残高の割合は約2割となっている。

【中小企業向け融資残高割合】

	中小企業向け貸出残高割合	中小企業向け貸出残高	全企業向け貸出残高
アメリカ	約21.2%	5,897億72百万USD	2兆7,880億67百万USD
ドイツ	約20.6%	2,820億EUR	1兆3,680億EUR
フランス	約21.2%	2,196億47百万EUR	1兆364億68百万EUR
イギリス	約22.5%	979億40百万GBP	4,348億75百万GBP
韓国	約74.0%	522.4兆KRW	705.9兆KRW
日本	約65.0%	251.7兆円	387.2兆円



【出典】OECD “ Financing SMEs and Entrepreneurs 2016:an OECD Scoreboard”
Deutsche Bank Research “ EU Monitor Global financial markets 2014”
Deutsche BUNDESBANK “Monthly Report March、December 2012 ”

信用保証利用実績の比較

○欧米と比較して、日本は信用保証の利用実績（フロー及びストック）のボリュームが大きい。

	保証承諾実績及び残高
アメリカ	保証承諾実績: 63,460件、238億8,445万USD（約2兆6,034億円）（年） 保証債務残高: 730億1,942万USD（約7兆9,591億円） ※換算レート(USD/円): 109円(2016.5末時点)
ドイツ	保証承諾実績: 6,472件、10億6,035万EUR（約1,304億円）（年） 保証債務残高: 57億114万EUR（約7,012億円） ※換算レート(EUR/円): 123円(2016.5末時点)
フランス	保証承諾実績: 86,207件、34億8,200万EUR（約4,282億円）（年） 保証債務残高: 135億2,000万EUR（約1兆6,629億円） ※換算レート(EUR/円): 123円(2016.5末時点)
イギリス	保証承諾実績: 2,718件、3億2,057万GBP（約506億円）（年） 保証債務残高: 8億4,510万GBP（約1,335億円） ※換算レート(GBP/円): 158円(2016.5末時点)
韓国	保証承諾実績: 659,390件、55兆9,568億KRW（約5,036億円）（年） 保証債務残高: 75兆7,629億KRW（約6,818億円） ※換算レート(KRW/円): 0.09円(2016.5末時点)
日本	保証承諾実績: 714,340件、8兆9,394億円（年） 保証債務残高: 27兆7,017億円

（出典）

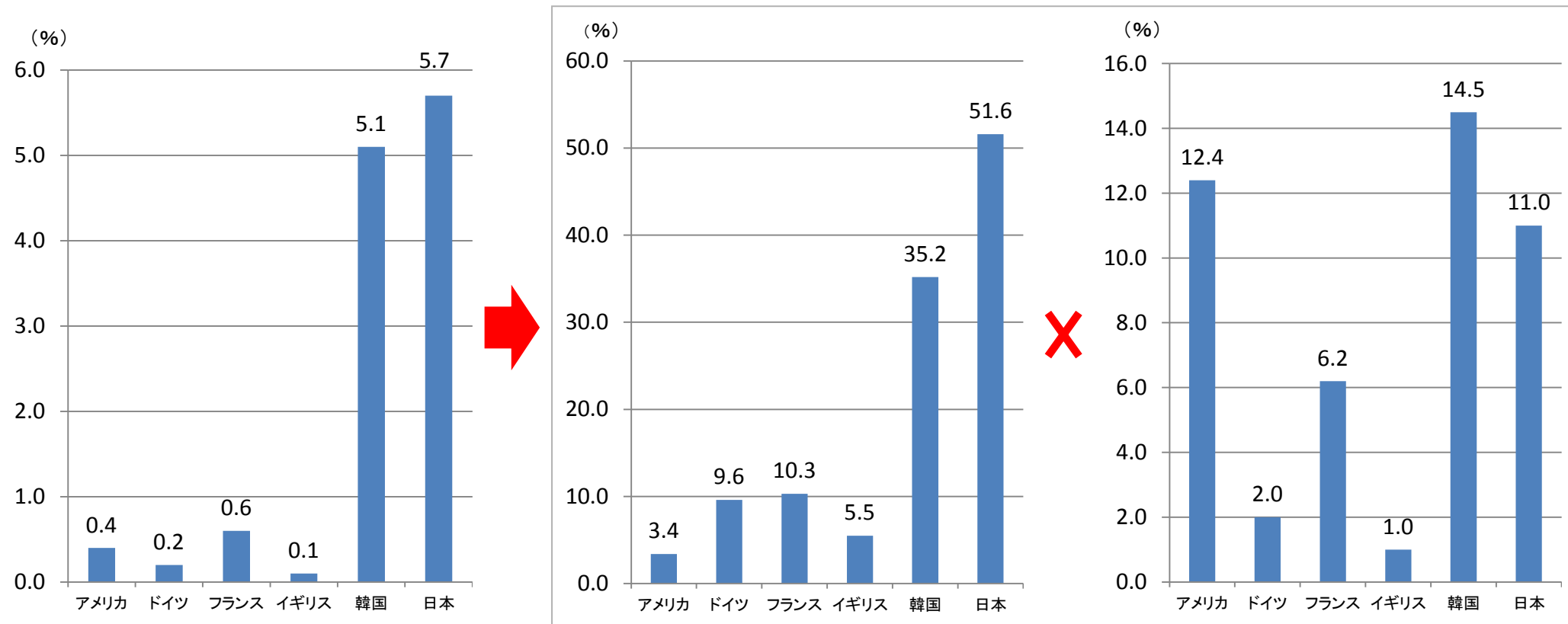
※1: 保証債務残高は、SBA（米国中小企業庁）HP、BIS（ビジネス・イノベーション・技能省）“Industrial Development Act 1982 Annual Report”、保証銀行連合会統計資料、Bpifranceアニュアルレポート、台湾中小企業信用保証基金アニュアルレポート参照

※2: 2014年度（アメリカは2015年度）実績

保証債務残高の対GDP比の分解

- 各国比較の際に「信用保証のボリューム(対GDP比率)」が用いられることがあるが、これについては欧米と比較して日本及び韓国の比率が高くなっている。ただし、これは欧米と比較して日本の中小企業向け融資残高が大きいことが一つの要因と考えられる。
- 中小企業向け融資残高に占める保証債務残高の割合は、欧州と比較して、日本、韓国及びアメリカで高くなっている。

【欧米諸国等の保証債務残高の対GDP比】 $\longrightarrow$ 【中小企業向け融資残高/GDP】 $\times$ 【保証債務残高/中小企業向け融資残高】
左記を分解すると



(出典) IMF(国際通貨基金)のWorld Economic Outlook Databases、SBA(米国中小企業庁)HP、BIS(ビジネス・イノベーション・技能省)“Industrial Development Act 1982 Annual Report”、AECM(欧州保証機関連盟)HP参照、2014年度(アメリカは2015年度)実績

欧米諸国等の平時と危機時の制度比較

○平時においては、欧米では部分保証（40％～85％）、日本、韓国では一部で100％保証を適用（韓国は小口及び政策目的で100％保証を適用）。
○危機時（リーマンショック時）においては、各国とも保証割合の引上げ等の対応を実施。実施期間は欧米と比較し、日本は長くなっている。

	平時			危機時（リーマンショック時）	
	保証対象企業・制度の概要	保証割合	100％保証の範囲	保証割合の引上げ措置	実施期間
アメリカ	・金融機関が保証無しでは融資困難な中小企業者等 ・創業期、拡大期等	75、85％	—	平時の75、85％から一律90％に引上げ	2009.2～2011.3
ドイツ	・原則として全ての中小企業者 ・創業期、事業承継期等	60～80％	—	平時の60～80％から最大90％に引上げ	2008.12～2010.12
フランス	・原則として全ての中小企業者 ・創業期、イノベーション期、拡大期、事業譲渡・買収期	40～60％	—	平時の40～60％から最大90％に引上げ	
イギリス	・担保不足により借入困難な中小企業者等 ・創業期、拡大期、安定期等	75％	—	—	
韓国	・原則として全ての中小企業者 ・創業期、拡大期、安定期、再生期等	50～100％	若者新規事業・小口資金、政策目的（振興事業等）	最大90～100％に引上げ	—
日本	・原則として全ての中小企業者 ・創業期、拡大期、安定期、再生期等	80、100％	零細企業、創業、セーフティネット保証等	セーフティネット保証5号の対象業種を順次拡大し、全業種を対象	2008.10～2012.10 （全業種指定は、2010.2～）

国際的な動向① OECD政策提言 (2016. 4)

中小企業のイノベーション、成長を妨げる障壁への対応が必要 (OECD政策提言2016.4抜粋)

日本の中小企業はイノベーションにおいて、より重要な役割を果たすべきである。中小企業は、サービス業の中核を形成するとともに、製造業や輸出のサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしているが、長らく低生産性、収益力の弱さ、高債務に苦しんできた。2010-12年において、何らかのイノベーションをもたらした中小企業の割合は47%で、スイス(76%)やドイツ(67%)など、中小企業が同程度の付加価値を生み出しているいくつかのOECD諸国に比べてかなり低い水準にある。さらに、中小企業セクターの成長ダイナミクスは限られている。時価総額ベースで最大級の規模の企業のうち、1960年代以降創業の企業の割合は米国の4分の3に対して日本では5分の1に過ぎず、日本のスタートアップ企業は市場参入後ほとんど成長することはない。

同時に、中小企業は特に多額の信用保証制度を通して政府から手厚い支援を受けており、日本の中小企業の約40%は政府支援を受けている。こうした支援制度は中小企業のライフサイクルの様々な段階におけるニーズを満たすもので、保証された融資のデフォルト率も低く抑えられているが(2%)、企業再編を遅らせ、成長のディスインセンティブとなり、市場ベースの金融の発展を妨げてきた(第4章)。

中小企業のイノベーションと成長を促進するには、中小企業政策の中心を最近の危機状況に対処するためのセーフティーネットから、効率的な市場を通じた破綻企業の再編の促進にシフトすべきであろう。

また、起業家が利用できる金融手段、特にリスク資本の選択肢を広げることも不可欠である。日本のベンチャーキャピタル投資は2007年にピークに達した後、金融危機後に落ち込み、その後の回復ペースは一定していない(OECD, 2016c)。200万社以上の中小企業債務者の情報を処理し、政府系および民間の金融機関にスコアリングサービスを提供する中小企業信用リスク情報データベースの創設は、市場ベースの中小企業金融への適切なインフラ開発に向けた前進といえよう。

Barriers to SME innovation and upscaling need to be addressed

Japanese SMEs should play a more prominent role in innovation. SMEs form the backbone of the service sector and are a crucial part of the manufacturing and export supply chain, but they have long suffered from low productivity, weak profitability and high leverage. In 2010-12, the share of SMEs that had introduced some form of innovation (47%) was significantly lower than in some other OECD countries in which SMEs have a similar weight in value-added, including Switzerland (76%) and Germany (67%). Furthermore, growth dynamics in the SME sector are limited. Indeed, only a fifth of Japan's largest companies (by market capitalisation) have been created since the 1960s, compared with three-quarters in the United States, and start-up firms hardly scale after their entry in the market.

At the same time, SMEs receive substantial government support, particularly through a large credit guarantee system, which supports about 40% of Japanese SMEs. While the system addresses specific needs of SMEs at various stages in their life cycle and guaranteed loans exhibit a low default rate (2%), it has contributed to a delayed restructuring in the business sector, created some disincentives to grow and hindered the development of market-based financing (see Chapter 4). In order to boost SME innovation and growth, the policy focus should shift from providing a safety net to cope with recent crises to promoting the restructuring of non-viable firms through efficient markets

It is also essential to broaden the range of financing instruments available to entrepreneurs, particularly risk capital. Japanese venture capital investments, which were at a height in 2007, plummeted in the aftermath of the financial crisis and have experienced an uneven recovery since then (OECD, 2016c). The creation of a Credit Risk Database, which processes information on more than 2 million SME debtors and provides scoring services to public and private financial institutions, represents a good step toward developing appropriate infrastructure for market-based SME financing.

国際的な動向②（世界銀行「公的信用保証制度に対する原則（2015）」）

○当該原則の目的は、公的な信用保証制度の設計・実行・評価に係る世界的な参考となる、一般的に受け入れられたグッドプラクティスを提供するものである。（中略） 当該原則は、各国の既存の法律・規制に従属的な性質である。

(Objective (Excerpt) : The objective of the principles is to provide a generally accepted set of good practices, which can serve as a global reference for the design, execution, and evaluation of public CGSs. ※snip※ At any rate, Principles are subject and subsidiary to existing home country laws and regulations)

世界銀行「公的信用保証制度に対する原則（2015）」(Principle for Public Credit Guarantee Schemes for SMEs (2015))

➤ リスク管理のための監督体制の構築

(The CGS should be independently and effectively supervised on the basis of risk-proportionate regulation scaled by the products and services offered. Principle4)

➤ 政策目的に一致した戦略や運営目標の明確化

(The CGS should have a clearly defined mandate supported by strategies and operational goals consistent with policy objectives. Principle5)

➤ 保証実施機関における内部統制の枠組みの構築

(The CGS should have a sound internal control framework to safeguard the integrity and efficiency of its governance and operations. Principle8)

➤ 部分保証の原則と、貸し手（金融機関）のコンプライアンス体制の構築

(The guarantees issued by the CGS should be partial, thus providing the right incentives for SME borrowers and lenders, and should be designed to ensure compliance with the relevant prudential requirements for lenders, in particular with capital requirements for credit risk. Principle11)

➤ 情報開示の徹底

(The CGS should periodically and publicly disclose nonfinancial information related to its operations. Principle15)

➤ 事後的なパフォーマンスの分析と評価結果の公表

(The performance of the CGS—in particular its outreach, additionality, and financial sustainability—should be systematically and periodically evaluated, and the findings from the evaluation publicly disclosed. Principle16)

まとめ

○各国とも中小企業数が全体に占める割合はほぼ同様であるが、中小企業向けの貸付残高の割合、信用保証のボリューム等には一定の差が見られる。これは各国の金融システムや政策発展の歴史、企業の資金調達構造、家計の資産運用行動等が相互に作用した結果であるものと考えられ得る。

○その中で、日本は、欧米と比較して中小企業金融の比率が高いこともあり、信用保証のボリュームが大きい状況となっているが、そのメリット・デメリットは以下のとおりと考えられ得る。

【メリット】

○中小企業のライフステージの中で、市場原理に委ねていては十分な資金が行き届かず、事業の発展が望めないエリアを補完すること。

- ✓ 創業期: 事業履歴がなくリスク判定が困難となる創業時の資金調達を可能とし、多くのチャレンジを促すこと
- ✓ 拡大期: 長期リスクの緩和・量的補完等を通じて、成長に不可欠となる設備投資や事業拡張のためのリスクテイクを促すこと
- ✓ 持続的発展: 自己資金・担保力に乏しい小規模事業者の事業継続を支え、雇用維持と多様性ある商品・サービスを生み出す土壌を形成すること
- ✓ 危機時: 経済危機や自然災害等により一時的に市場機能が麻痺する場合にも、その影響を緩和し事業継続を可能とすること
- ✓ 再生期: 事業の低迷時において直ちに資金繰りが困難に陥ることなく、腰をすえた経営改善・事業再生を可能とすること 等

【デメリット】

○上記メリットの反面、規律を持って行わなければ、以下のようなデメリットを生じる恐れもある。

- ✓ 容易な資金調達が、事業者の経営努力、金融機関における事業を評価した融資や支援姿勢等をかえって阻害する恐れがあること
- ✓ 政府の過剰介入・支援となれば、市場原理・競争環境を歪め、中長期的には日本経済の足腰を弱めかねないこと
- ✓ 政策資源(国民負担)に対するパフォーマンスの低下の懸念 等

○上記メリットを最大化しつつデメリットを抑制するため、

- ①国際比較における我が国の信用保証のボリュームの多寡そのものを議論するのではなく、信用保証の下でも十分な規律が働き、市場ルールの下で事業者の経営努力、金融機関における事業を評価した融資や支援姿勢等が確保されるべく制度の改善を図ること
- ②中小企業の成長・発展の観点から政策資源(国民負担)に対するパフォーマンスの最大化を図ること
- ③信用保証を巡る国際的な議論とも一定の整合性を確保しつつ、国際的な相互の探求等を通じ、ベストプラクティスを目指すことが有効ではないか。